

株 主 各 位

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号

日糧製パン株式会社

代表取締役社長 吉 田 勝 彦

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
当社本社 4階大会議室

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第79期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nichiryopan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済環境は、東日本大震災の復興需要等を背景に夏場にかけて持ち直しの動きが見られましたものの力強さに乏しく、その後も世界景気の減速等により回復の動きは足踏み状態となりました。また、デフレ傾向が継続し、雇用情勢や所得環境の改善も停滞しており、景気全体は弱さが残る状況が続きました。

当業界におきましては、個人消費の低迷が長期化しお客様の低価格志向が継続する中で、企業間競争の激化により販売価格の低下が進み、加えて夏場の猛暑による消費量の落込みもあり、厳しい経営環境となりました。

このような情勢下におきまして、当社は、「おいしく、北海道らしく。」の方針のもと、お客様にとって価値の高い製品を提供するため、市場動向やお客様のニーズを的確に捉え、積極的な新製品開発を推進してまいりました。また、ドラッグストアやディスカウントストア、ホームセンターなどの新しい業態のお得意先開拓にも積極的に取り組んでまいりました。製品面では、春および秋の需要期に展開した消費者キャンペーン「『おいしく、北海道らしく。』キャンペーン」を活用し、食パン「絹艶」および菓子パン「北の国のベーカリー」シリーズなど基幹製品の売上拡大に努めるとともに、菓子パン「ちぎりパン」シリーズ、蒸しケーキ「シルクドマスカルポーネ」などの新製品の育成に注力してまいりました。食品安全衛生面におきましては、「食の安全・安心」を最優先の課題としてAIBフードセーフティに基づく継続的な工場運営の管理強化に取り組ましました。

当期の業績につきましては、売上高17,167百万円(対前期比95.7%)、営業利益201百万円(同54.2%)、経常利益180百万円(同52.5%)、当期純利益は132百万円(同40.4%)となりました。前期において東日本大震災後一時的に増加した東北地方への製品供給が当期は平常に戻ったことに加えて、お客様の根強い節約志向が続く市場環境のなかで販売競争が一段と激化したことや、北海道内における7月から9月にかけての異例な暑さの影響もあり、売上は伸び悩みました。また、生産ロスの削減や作業効率の改善、配送体制の見直しなど、全部門において諸経費の節減に努めてまいりましたが、売上高減少の影響を補うには至らず、営業利益、経常利益ともに大幅な減益となりました。

なお、当事業年度より会計方針の変更を行っており、遡及適用後の前事業年度との比較を行っております。

配当金につきましては、繰越損失(平成25年3月末現在296百万円)が残るため、当期につきましても誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。当面は、早期復配に向けた収益改善、ならびに財務体質および経営基盤の強化を最大の課題に掲げて鋭意取り組む所存であります。

製品区分別の売上状況は次のとおりであります。

食パンの売上高は2,260百万円(対前期比89.5%)となりました。しっとりやわらかで口溶けのよい主力の食パン「絹艶」につきましては、消費者キャンペーンの活用や鮮度の高い製品の提供に努めた結果、ほぼ前期並みの売上を確保いたしました。しかしながら、低価格帯の食パンにおいては、他社との競合激化による販売価格の低下と販売数量の減少により、前期実績を大幅に下回る結果となりました。

菓子パンの売上高は6,966百万円(対前期比96.1%)で、平成24年6月に発売したロングライフ菓子パン類や同10月に発売した「ちぎりパン」シリーズ等の新製品が寄与したほか、「北の国のベーカリー」シリーズについては、リニューアルを実施し生地のしっとり感とボリューム感をアップさせ、売上の底上げをはかりました。一方で、「ラブラブサンド」シリーズや「ようかんパン」「おおきいデニッシュ」等既存の製品群においては、効果的な施策を打ち出せず、販売数量が落ち込みました。

和菓子の売上高は3,266百万円(対前期比99.7%)で、品質の安定向上と生産性向上をめざして生産設備を新設した串団子が好評であった他、単品和生菓子など品揃えを強化したロングライフ製品の伸長と、10月に発売した新製品「シルクドマスカルポーネ」の寄与があり、前期並みの実績を確保しました。

洋菓子の売上高は1,292百万円(対前期比93.0%)で、チルドデザート類は伸長いたしました。スィスロールおよびスナックケーキ類は既存の常温帯製品でお客様のニーズを捉えきれず、前期実績を下回りました。

調理パン・米飯類の売上高は2,703百万円(対前期比96.0%)で、量販チェーンに対しては「絹艶サンド」シリーズの新製品投入や積極的な製品提案を行いました。コンビニエンスストア向けの製品が伸び悩み、前期実績を下回りました。

製品区分別売上高

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
食 パ ン	2,260百万円	13.2%	89.5%
菓 子 パ ン	6,966	40.6	96.1
和 菓 子	3,266	19.0	99.7
洋 菓 子	1,292	7.5	93.0
調理パン・米飯類	2,703	15.7	96.0
その 他 仕 入 商 品	677	4.0	100.4
合 計	17,167	100.0	95.7

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は338百万円であります。その主なものは、各工場の生産設備の維持・更新であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、自己資金および借入金によって充当しており、増資または社債発行による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、わが国経済は輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景として、景気回復へと向かうことが期待されますが、雇用情勢や所得環境の先行きは不透明であり、個人消費の改善にはなお時間を要するものと予測されます。当業界におきましても、デフレ傾向が長期化しお客様の節約志向が継続するとともに、流通企業間における販売競争に伴う当業界内の競争も一層激しさを増すことが予想されます。また、原材料価格および電力料金や燃料費の上昇も懸念され、当面厳しい収益環境が続くものと思われまます。

このような情勢下におきまして、当社は、「おいしく、北海道らしく。」の方針のもと、市場動向に対応した製品施策と営業施策を推進してまいります。継続的に技術革新を進めて品質の向上を図るとともに、お客様のニーズに即した安全・安心で価値の高い競争力のある製品開発に取り組んでまいります。また、冷凍・チルド製品やロングライフ製品などのカテゴリーも積極的に充実拡大していくとともに、より効果的な製品提案を行い売上拡大に努めてまいります。さらに、一層の生産性向上をはかり、環境に配慮した効率的な経営をめざして業績の向上に努め、早期に繰越損失解消を果たすことができるよう努力する所存でございますので、株主各位のなお一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 76 期 平成22年 3 月期	第 77 期 平成23年 3 月期	第 78 期 平成24年 3 月期	第 79 期 平成25年 3 月期 (当期)
売 上 高(百万円)	17,498	17,482	17,935	17,167
経 常 利 益(百万円)	229	205	342	180
当 期 純 利 益(百万円)	163	186	327	132
1 株 当 当 期 純 利 益(円)	7.82	8.92	15.63	6.32
総 資 産(百万円)	12,424	12,232	12,466	12,041
純 資 産(百万円)	2,449	2,643	3,154	3,319

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。
2. 平成22年2月1日付で連結子会社の株式会社ノースデリカを吸収合併したことにより、非連結決算へ移行いたしました。このため、第77期以降は当社単体（個別）、第76期は連結の数値を記載しております。
3. 当期より製品仕分費用等の会計処理を変更し、第78期に遡及適用しておりますが、上記区分の数値に与える影響はありません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

山崎製パン株式会社は、当社の議決権の約28.5%を所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社は、パン・菓子、米飯等の製造および販売ならびにその他の食料品の販売に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成25年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社（月 寒 工 場）	北海道札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
琴 似 工 場	北海道札幌市西区琴似4条7丁目4番7号
旭 川 支 店	北海道旭川市流通団地2条1丁目11番地6
釧 路 工 場	北海道釧路市鳥取南6丁目2番18号
函 館 工 場	北海道函館市昭和4丁目23番1号

- (注) 上記のほか、営業所3ヶ所（北海道2ヶ所、青森県1ヶ所）を設置しております。

(9) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
683名	10名減	44.0歳	15.0年

(10) 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	881百万円
株式会社北洋銀行	1,116
株式会社北陸銀行	289

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 (普通株式) 84,000,000株
(2) 発行済株式の総数 (普通株式) 21,039,480株(うち自己株式74,449株)
(3) 当期末株主数 1,945名
(うち単元株数以上の株主数 1,481名)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
山崎製パン株式会社	5,982千株	28.5%
日糧取引先持株会	2,784	13.2
日糧従業員持株会	1,388	6.6
株式会社ADEKA	1,052	5.0
株式会社北洋銀行	1,038	4.9
相馬商事株式会社	821	3.9
東京海上日動火災保険株式会社	300	1.4
渡辺俊雄	223	1.0
株式会社セイコーマート	210	1.0
日本生命保険相互会社	193	0.9

(注) 持株比率は自己株式(74,449株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏名	地位	担当、主な職業および重要な兼職の状況
関根 治	代表取締役会長	
吉田 勝彦	代表取締役社長	
深澤 忠史	取締役副社長	製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当
吉沢 武治	専務取締役	営業本部担当
宮崎 広	専務取締役	管理本部担当
北川 由香里	取締役	管理本部長
小山 照幸	常勤監査役	
伊東 孝	監査役	伊東・實重法律会計事務所代表 弁護士、公認会計士
塚崎 覺	監査役	山崎製パン株式会社 常務執行役員総務本部文書法務部担当

- (注) 1. 監査役のうち、伊東孝、塚崎覺の両氏は、社外監査役であります。
2. 社外監査役伊東孝氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外監査役伊東孝氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 80百万円

監査役 2名 8百万円 (うち社外監査役 1名 2百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には役員退職慰労引当金の当期繰入額5百万円が含まれております。
3. 上記の支給人員には、無報酬の役員は含んでおりません。
4. 取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役報酬規程の定めるところにより、取締役会により決定しております。監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、監査役報酬規程の定めるところにより、監査役の協議により決定しております。なお、平成3年6月27日開催の第57期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額15百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)、監査役は月額2百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役伊東孝氏は、当社の顧問弁護士であります。

社外監査役塚崎覺氏の兼職先である山崎製パン株式会社は、当社の主要株主である筆頭株主およびその他の関係会社であります。

② 当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
伊東 孝	監査役	当期に開催した取締役会16回のすべてに、また、監査役会9回のすべてに出席し、主に弁護士・公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
塚崎 覺	監査役	当期に開催した取締役会16回のうち14回、監査役会9回のすべてに出席し、会社業務における豊富な経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額 | 18百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそのを審議いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

経営理念や取締役会規則およびコンプライアンス委員会、コンプライアンス規程により、法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、機密文書取扱規則、電子機密情報取扱規則等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 食品メーカーとして、「食の安全・安心」を最優先の課題として品質保証体制を構築する。製品の安全性の確保のため、全社的な組織的取り組みにより、日々の管理を実施し、A I B (American Institute of Baking)の「国際検査統合基準」に基づく教育指導・監査システムを活用し、総合的な食品安全衛生対策を推進する。また、行政機関、研究機関、原材料の納入業者およびお取引先等と適切に連携して食品の安全情報を的確に捉え、科学的なリスク分析・評価に基づいて食品事故の未然防止のために必要な措置を講じる。
- ② 損失の危険の管理に関する諸規程を整備し、適切に運用する。また、業務の遂行過程において生じる各種リスクの管理は、「リスク管理ガイドライン」を基に各担当部門において行う。定期的なリスクの洗い出しを行い、その回避、移転、低減等の対応プランを作成し、使用人の教育・研修を実施するなど、その顕在化に備える。
- ③ 不測の事態に備え「危機管理マニュアル」を整備し、万一危機が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策チームおよび顧問弁護士等を含む社外支援チームを組織し、迅速な対応を行い、損害・影響等を最小限に止める体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については月1回開催の経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、経営会議規程、組織・権限規程、職務分掌規程においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの確立、普及、定着を図り、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動を推進する。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - ② 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセス改善に努める。
 - ③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。また、内部監査室等は自らの活動の結果を定期的に代表取締役社長に報告する。
 - ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、従業員相談窓口および社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、コンプライアンス規程に基づき運用を行うこととする。
 - ⑤ 当社およびグループ会社は、財務報告の信頼性確保のため、当社で定める「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に従い、財務報告に係る内部統制を整備し適切に運用する。

- (6) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全において当社のコンプライアンス規程およびリスク管理体制を適用する。経営管理については、関係会社管理規程による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - ② グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (7) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
- ① 反社会的勢力への対抗姿勢として、「企業行動規範」「行動基準」その他の社内規程等を制定し、その徹底を図り、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することで、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する。
 - ② 反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定め、事案発生時に備え、社内体制の整備を行い、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な関係を構築する。
- (8) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての内容は、監査役会と協議のうえ、その意見を十分考慮して検討する。
- (9) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役補助者の任命・異動に係わる事項の決定には、監査役会の同意を必要とする。
 - ② 監査役補助者は職務分掌規程等の社内規程において取締役からの独立性を明確にする。

- (10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議へ参加するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受けるものとする。
 - ② また前記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人および内部監査室と定期的に協議および意見交換を行う。
 - ② 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換会を設定し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ③ 監査役は当社の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,819,206	流 動 負 債	4,914,664
現金及び預金	1,344,263	支 払 手 形	652,913
売 掛 金	2,099,340	買 掛 金	1,328,097
商品及び製品	38,913	短 期 借 入 金	1,250,000
仕 掛 品	29,856	1年内返済予定の長期借入金	596,800
原材料及び貯蔵品	127,317	未 払 金	458,727
前 払 費 用	15,136	未 払 費 用	208,639
繰延税金資産	101,801	未 払 法 人 税 等	35,109
未 収 入 金	58,343	未 払 消 費 税 等	41,726
立 替 金	2,108	預 り 金	105,980
そ の 他	4,500	賞 与 引 当 金	172,020
貸 倒 引 当 金	△2,373	設 備 関 係 支 払 手 形	39,373
		そ の 他	25,275
固 定 資 産	8,222,259	固 定 負 債	3,806,909
有 形 固 定 資 産	7,551,070	長 期 借 入 金	924,100
建 物	1,401,416	再評価に係る繰延税金負債	1,385,254
構 築 物	96,390	退 職 給 付 引 当 金	1,447,735
機 械 及 び 装 置	1,303,158	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	48,690
車 両 運 搬 具	1,918	受 入 保 証 金	1,130
工具、器具及び備品	75,970		
土 地	4,672,216	負 債 の 部 合 計	8,721,573
無 形 固 定 資 産	79,184	(純資産の部)	
借 地 権	6,000	株 主 資 本	747,016
ソ フ ト ウ ェ ア	73,184	資 本 金	1,051,974
投資その他の資産	592,004	利 益 剰 余 金	△296,406
投資有価証券	377,633	その他利益剰余金	△296,406
関係会社株式	20,000	繰越利益剰余金	△296,406
出 資 金	230	自 己 株 式	△8,550
長期貸付金	3,935	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,572,875
破産更生債権等	2,975	その他有価証券評価差額金	67,401
長期前払費用	1,134	土 地 再 評 価 差 額 金	2,505,474
投資不動産	92,883		
差入保証金	17,934	純 資 産 の 部 合 計	3,319,892
繰延税金資産	71,498	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,041,465
そ の 他	10,694		
貸 倒 引 当 金	△6,916		
資 産 の 部 合 計	12,041,465		

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,167,108
売 上 原 価	12,348,217
売 上 総 利 益	4,818,890
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,617,377
営 業 利 益	201,513
営 業 外 収 益	27,092
受 取 利 息	310
受 取 配 当 金	6,898
受 取 賃 貸 料	7,374
そ の 他	12,508
営 業 外 費 用	48,521
支 払 利 息	48,517
そ の 他	3
経 常 利 益	180,084
特 別 利 益	75
固 定 資 産 売 却 益	75
特 別 損 失	18,501
固 定 資 産 除 却 損 失	8,518
減 損 損 失	9,983
税 引 前 当 期 純 利 益	161,658
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,789
法 人 税 等 調 整 額	2,419
当 期 純 利 益	132,450

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
平成24年4月1日残高	1,051,974	△428,856	△428,856	△8,340	614,777
事業年度中の変動額					
当期純利益	—	132,450	132,450	—	132,450
自己株式の取得	—	—	—	△210	△210
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	132,450	132,450	△210	132,239
平成25年3月31日残高	1,051,974	△296,406	△296,406	△8,550	747,016

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成24年4月1日残高	34,199	2,505,474	2,539,673	3,154,450
事業年度中の変動額				
当期純利益	—	—	—	132,450
自己株式の取得	—	—	—	△210
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	33,202	—	33,202	33,202
事業年度中の変動額合計	33,202	—	33,202	165,441
平成25年3月31日残高	67,401	2,505,474	2,572,875	3,319,892

個別注記表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- ① 商品
先入先出法
- ② 製品
売価還元法
- ③ 原材料、仕掛品、貯蔵品
先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法。なお、平成19年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)以外の有形固定資産については平成19年度税制改正前の定率法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。

③ 投資その他の資産(リース資産を除く)

投資不動産 定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法。なお、平成19年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)以外の有形固定資産については平成19年度税制改正前の定率法によっております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒発生に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法

- ② 賞与引当金
従業員への賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

製品仕分費用等の会計処理の変更

製品出荷に関わる製品仕分費用等につきましては、従来、売上原価に含めて計上しておりましたが、より生産活動の実態に即した費用管理と適正な製品原価計算を行うため、当事業年度より販売費及び一般管理費に含める処理に変更いたしました。
当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の期首に反映されるべき累積的影響額はなため、当事業年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

[貸借対照表に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 下記の固定資産を下欄の短期及び長期借入金金の担保として提供しております。
- (1) 担保物件
- | | |
|--------------------|-----------|
| 建物 | 51,212千円 |
| 土地 | 215,906 " |
| 合計 | 267,118千円 |
| 長期借入金(1年内返済予定分を含む) | 64,000千円 |
| 合計 | 64,000千円 |
- (2) 工場財団
- 月寒工場、琴似工場、釧路工場、函館工場とで工場財団を組成し、担保に提供しております。
- | | |
|--------------------|-------------|
| 建物 | 833,262千円 |
| 構築物 | 17,149 " |
| 機械及び装置 | 236,242 " |
| 土地 | 4,110,891 " |
| 合計 | 5,197,544千円 |
| 長期借入金(1年内返済予定分を含む) | 1,456,900千円 |
| 短期借入金 | 1,250,000 " |
| 合計 | 2,706,900千円 |
3. 有形固定資産の減価償却累計額 12,331,080千円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,461,250千円

〔損益計算書に関する注記〕

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価

4,920千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	21,039,480	—	—	21,039,480

- 自己株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	72,420	2,029	—	74,449

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,029株

〔税効果会計に関する注記〕

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

貸倒引当金超過額	2,593千円
賞与引当金超過額	64,868 "
退職給付引当金超過額	516,034 "
投資有価証券評価損否認	30,310 "
投資不動産評価損否認	175,611 "
固定資産減損損失	14,112 "
繰越欠損金	26,876 "
その他	38,624 "
繰延税金資産小計	869,032千円
評価性引当額	△663,256 "
繰延税金資産合計	205,776千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△32,476千円
繰延税金負債合計	△32,476千円
繰延税金資産の純額	173,299千円

2. 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
- | | |
|---------------------|--------------|
| (繰延税金資産) | |
| 土地再評価差額金 | 10,659千円 |
| 再評価に係る繰延税金資産小計 | 10,659千円 |
| 評価性引当額 | △10,659 〃 |
| 再評価に係る繰延税金資産合計 | 〃 |
| (繰延税金負債) | |
| 土地再評価差額金 | △1,385,254千円 |
| 再評価に係る繰延税金負債合計 | △1,385,254千円 |
| 再評価に係る繰延税金資産(負債)の純額 | △1,385,254千円 |
3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
- | | |
|--------------------|----------|
| 法定実効税率 | 37.7% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 6.7 〃 |
| 住民税均等割 | 8.0 〃 |
| 評価性引当額の増減 | △341.9 〃 |
| 繰越欠損金期限切れ | 306.8 〃 |
| その他 | 0.8 〃 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 18.1% |

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	77,447	77,447	—
工具、器具及び備品	483	483	—
ソフトウェア	31,368	31,368	—
合計	109,298	109,298	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	—千円
1年超	— 〃
合計	—千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	6,523千円
減価償却費相当額	6,138千円
支払利息相当額	41千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	63,076千円
1年超	68,344 〃
合計	131,421千円

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握することとしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、定期的に経理所管の役員に報告されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

特筆すべき事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	1,344,263	1,344,263	—
(2)売掛金	2,099,340	2,099,340	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	364,208	364,208	—
(4)支払手形	(652,913)	(652,913)	—
(5)買掛金	(1,328,097)	(1,328,097)	—
(6)短期借入金	(1,250,000)	(1,250,000)	—
(7)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	(1,520,900)	(1,512,057)	8,843

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)支払手形、(5)買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金(1年内返済予定分を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)非上場株式(貸借対照表計上額13,425千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の概要
北海道及びその他の地域において事業の用に供していない投資不動産で、一部賃貸されているものを含んでおります。
2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動額並びに当期末の時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

貸借対照表計上額				当期末の時価
当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
102,867	—	9,983	92,883	104,869

(注1)

貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)

当期減少額は減損損失であります。

(注3)

当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、適切な市場価格を反映していると考えられる指標(路線価、又は固定資産税評価額)に基づく金額によっております。

〔持分法損益等に関する注記〕

1. 関連会社に関する事項
当社は、関連会社を有しておりません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

該当事項はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 158円35銭
 2. 1株当たり当期純利益 6円32銭
- なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

算定上の基礎

(1株当たり純資産額)

貸借対照表の純資産の部の合計額	3,319,892千円
普通株式に係る純資産額	3,319,892千円
普通株式の発行済株式数	21,039,480株
普通株式の自己株式数	74,449株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	20,965,031株

(1株当たり当期純利益)

損益計算書上の当期純利益	132,450千円
普通株式に係る当期純利益	132,450千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	20,965,986株

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日現在)

イ. 退職給付債務	△1,682,491千円
ロ. 年金資産	197,362 "
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△1,485,128千円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	— "
ホ. 未認識数理計算上の差異	37,392 "
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の減額)	— "
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△1,447,735千円
チ. 前払年金費用	— "
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△1,447,735千円

(3) 退職給付費用の額

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

イ. 勤務費用	80,167千円
ロ. 利息費用	25,196 "
ハ. 期待運用収益	△1,875 "
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	— "
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	24,527 "
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	— "
ト. 臨時に支払った割増退職金	240 "
チ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	128,255千円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	1.0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	一年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	5年
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	一年

2. 減損損失に関する注記

(1) 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	投資不動産	札幌市南区	4,300
		北海道美唄市	2,900
		群馬県吾妻郡嬭恋村	155
		長野県塩尻市	2,627
計			9,983

(2) 経緯

事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失9,983千円を特別損失に計上いたしました。

- (3) グルーピングの方法
管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最少単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。
- (4) 回収可能価額の算定方法
正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価又は固定資産税評価額に基づき算定しております。

3. 資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
該当事項はありません。
- (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務
当社は、賃貸借契約に基づき使用する一部の営業所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。また、当社が所有する固定資産の一部にアスベスト除去に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する資産の使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、これら当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

日糧製パン株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊 介 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 塚 克 幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日糧製パン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、従来売上原価を含めて計上していた製品仕分費用等について、当事業年度より販売費及び一般管理費に含める処理に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主

資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人ハイビスクスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月10日

日糧製パン株式会社 監査役会

常勤監査役	小	山	照	幸	印
社外監査役	伊	東		孝	印
社外監査役	塚	崎		覺	印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	せき ね おさむ 関根 治 (昭和22年9月5日生)	昭和45年4月 山崎製パン(株)入社 平成12年3月 同社取締役 平成20年1月 同社常務取締役広域流通営業本部長 平成21年12月 同社取締役 平成21年12月 当社特別顧問 平成22年6月 当社代表取締役会長 現在に至る 平成24年3月 山崎製パン(株)取締役退任	8,000株
2	よし だ かつ ひこ 吉田勝彦 (昭和26年12月2日生)	昭和51年3月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成16年6月 当社取締役兼執行役員 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成19年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員兼製造本部担当 平成22年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	55,000株
3	みや ざき ひろし 宮崎 広 (昭和25年1月14日生)	昭和48年4月 山崎製パン(株)入社 平成13年3月 同社経理本部管理部長 平成18年10月 (株)東ハト取締役 平成19年6月 同社常務取締役経理本部長 平成21年8月 当社専務執行役員管理担当 平成22年6月 当社専務取締役管理本部担当 現在に至る	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	※ と いち たか お 十一 隆 男 (昭和33年11月17日生)	昭和57年4月 山崎製パン(株)入社 平成20年3月 同社松戸工場松戸第二工場長 平成21年3月 同社広島工場長 平成22年9月 同社古河工場長 現在に至る	0株
5	きたがわ ゆかり 北川由香里 (昭和30年8月30日生)	昭和53年4月 当社入社 平成11年7月 当社経理部長 平成16年6月 当社執行役員経理部長 平成18年4月 当社執行役員管理本部長 平成21年4月 当社常務執行役員管理本部長 平成22年6月 当社取締役管理本部長 現在に至る	32,000株
6	※ しん た のり お 信 田 紀 生 (昭和30年3月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年10月 当社営業本部業務推進部長 平成19年4月 当社執行役員営業本部長 平成21年4月 当社常務執行役員営業本部長 平成22年9月 当社常務執行役員函館工場長 平成25年4月 当社常務執行役員営業本部長 現在に至る	1,000株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 十一隆氏は、現在、当社の主要株主である筆頭株主およびその他の関係会社である山崎製パン(株)の社員であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役小山照幸氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役伊東孝氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、吉沢武治氏は小山照幸氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、選任された場合の任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	※ よし ざわ たけ じ 吉 沢 武 治 (昭和25年9月8日生)	昭和51年3月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成16年6月 当社取締役兼執行役員 平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成21年4月 当社取締役兼専務執行役員 平成22年6月 当社専務取締役営業本部担当 現在に至る	42,050株
2	い とう たかし 伊 東 孝 (昭和7年11月8日生)	昭和37年6月 公認会計士登録 昭和41年5月 監査法人池田昇一会計事務所社員 昭和49年4月 弁護士登録 伊東法律会計事務所（現 伊東・ 實重法律会計事務所）開設 現在に至る 平成17年6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 伊東孝氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は伊東孝氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外監査役を選任理由および社外監査役との責任限定契約について
 (1) 伊東孝氏につきましては、弁護士および公認会計士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間には本総会終結の時をもって8年となります。
 (2) 当社は、伊東孝氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、責任限定契約を会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として結んでおります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

落合久仁雄氏は第2号議案が原案どおり承認可決されました場合の監査役吉沢武治氏の補欠として、實重洋祐氏は社外監査役塚崎覺氏および第2号議案が原案どおり承認可決されました場合の社外監査役伊東孝氏の補欠としてそれぞれ選任願いたいと存じます。

また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	おちあいくにお 落合久仁雄 (昭和30年5月12日生)	昭和53年4月 当社入社 平成11年8月 当社製造部長 平成15年8月 当社営業部長 平成16年6月 当社執行役員営業部長 平成23年1月 当社執行役員月寒デリカ工場長 兼購買部長 平成25年4月 当社執行役員函館工場長 現在に至る	21,050株
2	さねしげようすけ 實重洋祐 (昭和50年12月7日生)	平成19年9月 司法研修所入所 平成20年12月 弁護士登録 伊東法律会計事務所(現 伊東・ 實重法律会計事務所)入所 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 實重洋祐氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役としての選任理由および社外監査役との責任限定契約について
 (1) 實重洋祐氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 (2) 實重洋祐氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 (3) 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、当社定款において社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、責任限定契約を会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として締結できる旨定めております。實重洋祐氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます深澤忠史氏および吉沢武治氏、ならびに監査役を辞任されます小山照幸氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

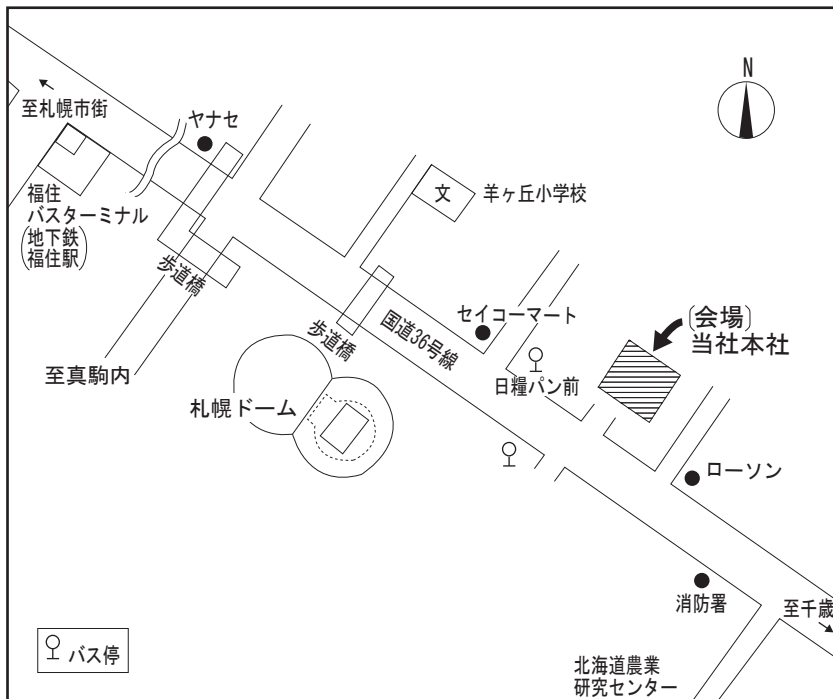
氏 名	略 歴	
ふか かわ ただ し 深 澤 忠 史	平成22年6月	当社取締役副社長 現在に至る
よし ざわ たけ じ 吉 沢 武 治	平成8年6月 平成22年6月	当社取締役 当社専務取締役 現在に至る
こ やま てる ゆき 小 山 照 幸	平成18年6月	当社常勤監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

■札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号

当社本社4階大会議室 電話 (011)851-8131



<交通のご案内>

- 北海道中央バス 地下鉄東豊線福住駅バスターミナル発

平50	福85	福86	福87	80	113	ほか
-----	-----	-----	-----	----	-----	----

「日糧パン前」下車 徒歩3分

- 札幌市営地下鉄東豊線「福住駅」下車 3・4番出口 徒歩20分

<お願い>

本総会は、省エネ・節電への取組みとして、ノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。